



政策会議 議事概要

開催日	令和7年9月3日	場所	市役所本庁舎 3階庁議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉次長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 産業次長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院事務次長(代理)		
議題	宍粟市農業機械導入事業補助金交付要綱の一部改正について		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ①魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり 基本施策 【2】農業の振興		
総合戦略での位置付け	【働く】雇用の創出と就職支援		
現状	担い手不足や耕作放棄地の課題に対応するため、各地域において農地の利用状況等の実情に合わせた地域計画が作成され、地域計画に基づき、農地の効率的な利用や集約化を進めるため、より多くの農地の利用を進める農業者等に対して農業機械の導入支援を実施している。		
課題	現補助制度を開始した際は、他の市補助事業と合わせ3年間の期間を設けるとともに、制度期間内に1度という利用回数の制限を設けた。農業の担い手育成には時間を要することからも補助制度の期間を延長したが、利用回数の制限により、地域計画に基づき農地の集約化を進める農業者等が、経営規模の拡大に伴い必要となった農業機械を導入する際、同制度が利用できないことが課題となっている。		
決定事項	昨年度の地域計画の策定に伴い、今後、各地域の担い手に農地の集約化が進むにあたり、新たな農業機械の導入が必要となるが、現行補助制度においては、継続した農業の振興を図ることができないため、補助率又は補助金額の「ただし、同一の経営体につき1回限りとする。」という文言を「ただし、同一の経営体につき同一年度内に1回までとする。」に変更する。 また、整合性が合わない文言の修正も同時に行う。		